

美郷町イメージキャラクターデザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町イメージキャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、デザインとは別添デザインマニュアルにより定められたものをいう。

(使用承認の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 美郷町及び国又は地方公共団体が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反にするおそれのあるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を町が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (6) その他承認することが不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定によりデザインの使用を承認したときは、美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を承認しないときは、美郷町イメージキャラクターデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、かつ、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) デザインを町長の許可なく改造しないこと。
- (3) デザインの使用開始後、速やかに使用状況を町長に報告すること。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき、又は虚偽の使用申請が判明したときは、使用承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対して美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた使用者は、直ちに使用を中止しなければならない。

4 町長は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(デザインに関する権利)

第8条 デザインに関する一切の権利は、美郷町に属する。

2 使用者は、デザインについて知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用により美郷町に損害を生じさせたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月25日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名 ⑩
電話番号

次のとおり、美郷町イメージキャラクターデザインを使用したいので申請します。

使用対象物件	
使用分類	・広報活動使用 ・キャラクター商品製作販売使用 ・商品等パッケージ使用 ・その他（ ）
使用（販売）開始予定日	年 月 日頃
使用内容（商品説明）	
販売予定価格	
販売方法及び見通し	
使用予定デザイン	別図1 ・ 別図2（ ）
担当者連絡先 （申請者と同一の場合、 記入不要）	
添付書類	1 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） 2 申請者の概要・現況 3 その他（ ）

様式第2号（第4条関係）

美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

美郷町長



年 月 日付で申請のあった、美郷町イメージキャラクターデザインの使用について、申請内容における使用を承認したので通知します。

使用対象物件	
承認番号	第 号
使用条件	1 美郷町イメージキャラクターデザイン使用要綱を遵守すること。 2 使用（販売）前に完成見本を提出し、確認を受けること。

様式第3号(第4条関係)

美郷町イメージキャラクターデザイン使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

美郷町長



年 月 日付けで申請のあった、美郷町イメージキャラクター
デザインの使用について、次の理由により不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第4号(第7条関係)

美郷町イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

美郷町長



平成 年 月 日付け、美発商第 号で承認した、美郷町イメージキャラクターデザインの使用について、次の理由により使用承認を取り消したので通知します。

取消しの理由